

奈良県住生活推進委員会運営取扱い

(名称)

第1条 本委員会は、「奈良県住生活推進委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、奈良県における住生活の維持と向上の推進に向け、奈良県住生活ビジョンに位置付けられた各種施策の具体的実施工程等について検討を行うことを目的とする。

(委員の委嘱)

第3条 委員会の委員は最大七人とし、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

(委員会)

第4条 委員会には委員長を置く。

2 委員会は委員の過半数の出席により成立する。

(委員会の議事)

第5条 委員会の議事及び資料は公開とする。ただし、公開することにより、委員会の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると委員会が認める場合には、非公開とすることができる。

2 委員会の議事概要については、委員長に確認の上、奈良県ホームページ上において公開する。

(分科会)

第6条 委員会は、特別の事項について詳細な検討を行うため、分科会を設置することができる。

2 分科会の会長は委員会で指名し、会長の招集により開催する。

3 分科会に出席する委員は、委員会の委員として出席する。また、必要に応じて関係行政機関その他機関の職員に出席を求めることができる。

4 分科会の検討事項及び検討方針は委員会で決定する。また、委員会の求めがあるときは検討状況を委員会に報告しなければならない。

(分科会の議事)

第7条 分科会の議事及び資料は非公開とする。ただし、公開の求めがある場合において、委員会又は分科会における公正かつ円滑な運営に支障を生じないと会長が認める場合には公開することができる。

2 分科会の議事概要については、会長に確認の上、委員会で報告を行う。

(事務局)

第8条 委員会の事務局はまちづくり推進局住まいまちづくり課に置く。